

北海道稲作地帯における作業受託型生産法人に関する一考察

南幌町生産法人「フローア」を事例として

誌名	北海道大学農経論叢
ISSN	03855961
著者名	工藤,康彦
発行元	北海道大学農学部農業経済学教室
巻/号	61集
巻号補足	
掲載ページ	p. 157-169
発行年月	2005年5月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



北海道稲作地帯における作業受託型生産法人に関する一考察

——南幌町生産法人「フローア」を事例として——

工 藤 康 彦

A Study of a Commissioned-production Farming Corporation in the Rice Growing Region of Hokkaido “Flor” – A case study of a farming corporation in Nanporo Town –

Yasuhiko KUDO

Summary

This paper discusses contract-based agricultural corporations in Hokkaido's rice-growing areas. Regional agriculture in these areas has recently been undergoing reorganization, in which the establishment of a contract-based corporation by two or more farms has attracted attention. This move is of significant importance in that it encourages medium and small-scale farmers, who have been under pressure to give up their businesses, to continue in farming in these areas, maintaining local agriculture.

1. はじめに

北海道の石狩川流域を中心とする水田地帯においては、1980年代後半から1990年代にかけて農家戸数が大きく減少している。そのため、離農跡地を集積することで個別経営の規模拡大が進展してきた。ところが、1990年代後半以降は、米価下落による経営収支の悪化が大きな経営問題となってきた。とりわけ高位泥炭土壌という劣悪な土壌条件の中で水田化が進展した南空知地域では、土地改良事業や基盤整備といった投資、農地取得による規模拡大の過程で生じた機械・施設への投資に伴う負債問題が、地価下落の下で大規模経営の持続的な経営展開の重荷となっている。こうした状況下で個別経営の投資行動は停滞しつつあり、農地流動化への影響が懸念されていることから、これらの事態へ向けた対応策が地域農業の課題となっている。

2002年12月に政府より発表された米政策改革大綱では、米の受給調整に基く米生産地の再編と担い手再編が行われようとしており、個別経営を中

心としてきた北海道における大規模水田経営再編の動きを加速化させる可能性が高まってきている。このような再編の流れにあって一つの形態として複数戸による法人経営の展開が注目されてきている(註1)。

本論において事例対象とする南幌町は、石狩川下流域に位置し、大規模個別経営が多く存在している。また、「米麦1毛作・兼業化」という特徴的な経営が展開されてきたが、転作田の土地利用再編を図るとともに、多数の法人が設立され、集团的対応を取り始めている。そしてこの法人化は、農協が主導する形態で行われていることが注目される。そのためこれらの実態を把握し分析することは、今後の大規模水田地帯における法人化の動向を把握する上で非常に重要となっている。言い換えるならば、石狩川下流域における農協を中心とした地域農業再編の動きの1つとして捉えることができるためである。

南幌町の生産法人は、経営形態より大きく2つのタイプに分けることが出来る。その1つが土地利用型の作付体系で機械とオペレーターの効率運

用を念頭した作業受託を事業として行う「作業受託型」と、もう1つが米麦主体の作付を基本とし、転作物に野菜などを取り入れ収益の安定化を図る「野菜複合型」である。前者は、作業受託を通して地域内の農地保全への寄与を、後者は高齢農家からの労働力提供による連携を視野に入れた地域農業維持への寄与が期待されている。とりわけ前者の受託型法人は、地域農業の担い手として期待されている。

このように大規模稲作地帯における「作業受託型」法人による展開は、個別経営に限界が生じている農家が離農していくという流れに歯止めをかけることに繋がるであろうと考えられ、その構造を分析・考察することは地域農業再編下における地域農業の担い手を探るうえで極めて重要になってくる。

以上より、本論の課題は、南幌町を事例対象として地域農業再編下における生産法人の動向として作業受託型法人の経営展開と地域農業の視点より作業受委託構造を分析、考察することである。

2. 南幌町農業の概要と農協による法人育成策

1) 南幌町農業の概要

石狩川下流域に位置する南幌町は、全町が平坦地であり農用地面積はおよそ5,600haである。泥炭地が広く分布しており、戦前期の開発は沖積土壌の地区に留まり、戦後は開拓入植と石狩川水系の水利開発によって行われた。戦後開拓入植での土地配分が7.5ha以上に及び、また離農も多く発生していたことから大規模な水稲単作経営が広範に形成されてきた。1970年代には北海道稲作地帯をリードするものとして注目された。しかし1980年代には米価上昇が鈍化し、圃場整備事業の事業費の上昇が負担金を引き上げ、農家経済が極度に悪化することとなった。10～15ha層の負債問題は深刻なものとなっていた。

転作対応は小麦の連作、日雇い兼業によって生活を維持する「米麦1毛作・兼業化」(臼井〔4〕)という後ろ向きなものであった。1980年代半ば以降米価は下落傾向を示し、1990年代後半からは60kg当たり14,000円を割る水準となり、離農が一層進み残った農家による急速な規模拡大が進展している。農家戸数は減少傾向にあり、日雇

いを中心とした第1種兼業が広範に存在し、規模拡大が行われている。農地移動は1990年代前半まで売買移動が主流としてきたが、1990年代後半から賃貸借が増加している。転作動向は1978年からの水田利用再編政策以降、小豆+燕麦から小麦が主流になり1985年からは小麦特化という偏った作付け構造になった。泥炭土のため田畑輪換の際、復田による均平作業が必要で費用がかかるなどし、多くの圃場は転作田が固定化され、小麦の連作障害問題が発生した。一時的な減反緩和で水稻面積が増加したが再び強化されたことで小麦の作付けが増えた。2001年以降は、農協による転作奨励金など補助金依存体質からの脱却する取り組みが始められ、小麦連作を回避するような輪作体系の構築、収益作物の導入が図られ、小麦⇒小麦⇒ビート⇒野菜⇒大・小豆という4年3作体系が構想されている(坂下〔2〕)。

2) 農協による法人育成策

以下では、このような地域農業の背景から、農協の地域農業再編策の柱として位置づけられている複数戸法人の動向を見ていく。

南幌町では、1987年に農協の中期5カ年計画により集落再編(註2)が実施されている。しかし、個別完結型を志向する農家が多数存在したため、集落営農を想定した振興組合にはならなかった。その後、経営規模の拡大が進行して平均経営面積が15ha以上を超えた。さらに米価下落下では、個別による規模拡大のみでは、今後の農地流動化に対応することが困難であると考えられた。そこで農協は2000年に農業生産法人の設立と運営支援、組合員個々人の実情に即した個人経営の相談と中期的経営シミュレーションを行う窓口を設置した。

この結果、図1のように2001年に1法人(フローア)、2002年に1法人(ほなみ)、2003年に2法人(reif(ライフ)、job(ジョブ))が、2004年には4法人(豊夢、ハル、なんぼろ風蔵、NOAH(ノア))が設立された。坂下〔2〕は、これらの法人を「受託型」(註3)と「野菜複合型」(註4)に区分している。また、2004年に設立された残り4法人のうち2法人(註5)が「野菜複合型」として区分され、他の2法人(註6)は水稻の作付けを基本としながらも販売を念頭においた経営を目

出所：坂下明彦〔2〕pp113図2-1を引用，一部加筆修正

3. 作業受託型生産法人（有）フローアの展開—法人化へ至る経緯

(有)フローア（註7）は、南幌町晩翠地区に2001年5月25日設立され、法人構成4名（経営主）、従業員6名（経営主妻、後継者など）、経営面積2,864a（全面積借地）である。出資金は600万円である。2004年度作付けは水稻63.1ha、転作5.5haで転作物は秋小麦28.2ha、大豆8.1ha、小豆11.4ha、ビート6.0aとなっている。法人のたる事業目的は、①農業生産物の生産と販売、②農作業受託、③農産物の加工と販売などとなっている。

臨時雇用で人材派遣会社、近所や親類関係から調達している。

つぎに、表2から各農家の規模拡大の経過を見ていく。法人以前の経営面積は自作地より借入地が若干多くなっている。拡大の進め方を農地の移動状況からみるならば、借地も一定の割合を占めるが、公社経由による実質売買の割合も高くなっている。年代的にはそのほとんどが1990年代以降に取得されたもので、近年における急速の拡大を見て取ることができる。

159

表1 (有) フローア法人構成員農家の性格

農家番号	法人内役職	年齢	経営面積(a)	土地利用	兼業	労働力構成			労働力保有状況				
					有無など	人数	内訳	後継者	作業内容	人日	雇用形態	雇用者属性	賃金
a-1	社長	56	3,458	米麦主体	×	3	◎(56) ○(53) △(28)	○長男	水稻春作業	30人日	臨時	岩見沢市派遣会社より	1,200円/時
a-2	専務	52	4,510	米麦主体	×	2	◎(52) ○(49)	未定	水稻播種、田植	50人日	臨時	近所の人	
a-3	機械施設部長	42	1,659	米麦主体	△10年前	3	◎(42) ▲(70) ▲(65)	×	田植	10人日	臨時		8,000円/日
a-4	取締役	49	1,740	米麦主体	×	3	◎(49) ○(47) △(20)	○長男	水稻春作業	7人日	臨時	親類40歳女性	900円/時

資料：2004年南幌町農業生産法人聞き取り調査より

注1：労働力構成の内訳中，◎は経営主，○は妻，△は後継者，▲はその他家族を示す。

表2 (有) フローア法人構成員農家の規模拡大の経過

単位：a

農家番号	所有形態（法人化直前）					圃場数		規模拡大状況（面積の推移）		
	経営面積	自作地	借入地	うち公社経由	貸付地	団地数	枚数	90年以前	90～94年	95～00年
a-1	3,458	1,023	2,435	519	0	3	72		886 △607	1,899
a-2	4,510	2,200	2,300	1,170	0	5	74		1,504	1,667
a-3	1,659	633	1,026	1,026	0	5	36			1,026
a-4	1,740	1,180	560	0	0	5	31	480	560	

資料：2004年南幌町農業生産法人聞き取り調査より

目立っている。

法人参加前の4戸の機械装備状況をみてみよう。4戸ともトラクタが中型クラスを2台、田植え機はポット式6条植クラス、コンバインは3～5条刈を、乾燥機は45石クラス前後を複数台装備している。防除は個人で行っている。その他にa-4農家では、近隣3戸共同で160PSのクローラトラクタを購入し運用している。また、転作関係で総合播種機や長ネギの移植機・掘り取り機・皮むき機を装備している。機械装備は水稻作付を中心に、個別完結型である。その中で2戸は以前地区の生産組合の利用を通じて共同利用していたが、後にそれらを解消して個別装備に移行している。法人参加前に所有していた機械は、そのほとんどを法人へリースしている。

法人参加への理由・目的を見てみよう。4戸と

も法人参加の理由として、所得の確保と負債の安定的な返済、将来的な労働力への不安、深刻化の傾向をみせる農業情勢への不安などをあげているが、差し迫った状況で法人化へ参加したというよりは、予測される中長期的な将来への不安感を一足早く解消させようというのがうかがえる。

法人化して最も重要となる取り決めとして、所得の分配があげられる。その点についてみてみよう。給与体系は、役員報酬（給与）＋小作料（地代収入）＋機械リース料という体系で各個人の負債償還が円滑で安定的に行われるような金額算出がされている。詳細については、次項以降の中で触れていく。法人化参加へのメリットを見ると法人化することで個人営農時代では出来なかった労力的余裕を生かした新規事業への取り組み、作業分担することで定期的な休暇の取得、機械施設投

資の負担軽減などがあげられる。また、デメリットとしては、個人営農とは違い自由時間が取れない、拘束されるなどがあげられている。

以上、フローアの構成員らは労働力を基本的に家族労働力で賄い、不足する春作業を中心に臨時雇用を導入していた。また米麦中心の作付体系を基本としながら、米価下落への対応は顕著な動きはみられない。しかし、4戸とも経営規模拡大の意欲は大きく、近年、地域内の離農農家からの放出された農地を借地もしくは農業公社経由により、急速的な経営面積の拡大を図ってきた経緯がある。法人化の契機は、所得の確保と負債の安定的な返済、将来的な労働力への不安、深刻化の傾向をみせる農業情勢への不安などをあげていた。しかし、差し迫った状況で法人化へ参加したというよりは、予測されるであろう中長期的な将来への不安感を一足早く解消させようという観点から法人化に踏み切っている。

2) 法人設立のプロセスと法人化後の経営展開
つぎに、法人設立のプロセスと法人化後の経営展開についてみてみよう。まず、法人がどのようなプロセスを経て設立したのかをみよう。農協は法人化に向けて、対象農家に現在の厳しい農業情勢を認識させることから始めている。そして現状の営農計画を基に、次年度以降の経営概況のシミュレーションを行い、経営的危機が遅かれ早か

れ訪れることを提示し、具体的に法人化へ向けた一連の手続きがなされる。それは以下のような手順(註8)で法人設立までを進めている。①リーダーの選定、②サブリーダーとメンバーの選定、③該当者に対して「法人」の認識を深めさせる、④勉強会の開催、⑤シミュレーション、⑥法人化への一連の手続きを経て、各法人が抱える問題点(借入金返済、効率的な土地利用、労働力不足の緩和、関連事業計画)を調整しながら、設立されている。

このようなプロセスを経て設立した法人の経営展開についてみてみよう。法人は、労働力が構成員4名とその妻、後継者、従業員の6名である。構成員は出資金を社長は300万円、他構成員は100万円ずつ出しており、役員として経営に従事している。従業員の給与体系は、後継者である2名が給与制を取っており、他は時給1,200円の日給制としている(表3)。

給与体系について前述したが、詳細に示すと以下の通りである。給与体系は、構成員が役員報酬(給与)＋小作料＋機械などリース料という構成となっている。まず小作料であるが、通常構成員の経営面積が大きいほど所得も大きく、反面負債も大きいことを鑑みて、大面積者の過年度所得水準維持と負債の返済が円滑になされる体系とした。具体的には、現在南幌町農業委員会が定める標準小作料の12,000～16,000円/10aを基準に構成員にかかる所得税を考慮して、15,000円/10aが妥当と考え、同様に畑も5,000円/10aとした。また小作料は、所得配分計算の簡素化のみならず構成員間の所得に対する不公平感を是正することを意図し、一律の額に統一していることが特徴的といえよう。

つぎに機械などのリース料の考え方であるが、法人が構成員より機械をリースすることで法人の投資が抑制されることを目的としている。また構成員が機械・施設などの負債償還のために、所得税を考慮し、「原価償却額＋償還利息」の範囲で算出している。同様に役員報酬(給与)の算出は、本来であれば「法人余剰金÷4」での算出が妥当であるが、職務・職能・技術力などの違いを考慮に入れ「基本給＋職務手当＋

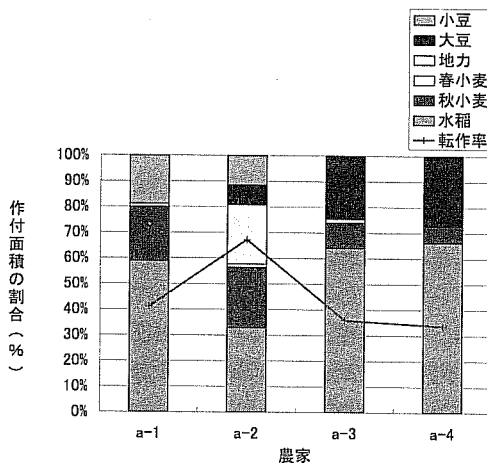


図2 法人化直前の構成員の土地利用状況(2001年現在)
資料: フローア聞き取り調査より

表3 (南)フローア 法人化後の労働力構成、組織体系

農家番号	年齢	役職・雇用形態	出資金有無(万円)	給与体系
a-1	56	代表取締役	300	◎○△▲
a-2	52	専務取締役	100	◎○△▲
a-3	42	取締役機械施設部長	100	◎○△▲
a-4	49	取締役事務会計部長	100	◎○△▲
a-1 妻	53	従業員		時給 (1,200円)
a-1 長男	28	従業員		給与
a-2 妻	49	従業員		時給 (1,200円)
a-4 妻	47	従業員		時給 (1,200円)
a-4 長男	20	従業員		給与
新規従業員	45	従業員 (2003年より)		時給 (1,200円)

資料：聞き取り調査より

注：給与体系は以下のように示す。役員報酬◎+小作料○+機械などリース料△+給与▲。

職能手当+技術手当（註9）で算出している。

土地の所有形態については、2001年法人化当時は、受託作業のみを行う法人であったが、翌2002年度には、農業生産法人となり農業経営を開始している。基本的には法人構成員から土地を借りることで法人の経営面積は120.7haとなっている。また、構成員が法人参加前に個別に賃貸借契約をしていた土地および公社経由の土地もそのまま法人が引継ぎ形態にした。将来的には購入を進め、法人の所有地に切り替えていくことが想定されている。2003年度は、前年度と同様、相手など契約内容、面積とも変更はない。2004年度は、集落内の離農者などからの土地を受けて、面積が128.7haと増加している。法人の土地取得に関する考え方は、基本的には賃貸借を中心に拡大するものとしている。これは経営面積を大きくすることで経営の安定化を図ることと、農協の法人設立の考え方にあるように、地域拠点型の法人＝地域農業の担い手、農地放出の際の受け手として位置づけがあるためである。

土地の利用状況（図3）は、法人化前後を通して、作付体系に大きな変更はなく、基本的には米麦を主体にしたものである。圃場数を見ると法人化直後は24団地194圃場あったが、その後、畦畔撤去などを行い圃場の1区画を大きくした結果、圃場数161に減少している。2004年度には土地が増加したため25団地171圃場と一時的に増えたが、今後も畦畔撤去などを実施し、圃場区画整備を継続する予定であり、圃場区画の大型化を目指している。

表4は、法人の農産物収入およびその他事業収入の推移を見たものである。農産物収入と受託作業収入の割合が6：4で推移している。2002年度は農産物収入が55.2%が2003年度には64.4%と上昇しており、一方で受託作業が44.8%から35.7%に減少している。これは小豆、てん菜の作付が増加したことと、受託作業件数が減少したこと起因している。

この法人は、作業受託を経営事業の柱の1つとして位置付けている。以下では、法人の作業受託構造を分析し、地域農業における法人位置付けについてみていく。

4. 地域における作業受委託構造

1) 法人における作業受託の現状

フローアの受託事業は、農業者や農協などから委託を受けて作業を行うことを主なものとしている。作業の種類や料金は農協の示すガイドラインに依拠している。法人内における作業受託事業の分担は、主に法人構成員2名と従業員2名に地区内の農家1戸（註10）の5人が従事している。また、繁忙期には地区内のもう1戸の農家が入る場合もある。作業受託事業専用の作業機械はレーザーレベラのための装備で、他の作業機械については、通常の作業シフトの中で出役させている。作業時はオペレータや機械のみの出役はなく、必ずセットでの出役となっている。

つぎに表5よりフローアの作業受託状況をみていこう。フローアの作業受託は、法人が正式に設立する前の2001年4月に晩翠地区にあった「晩翠

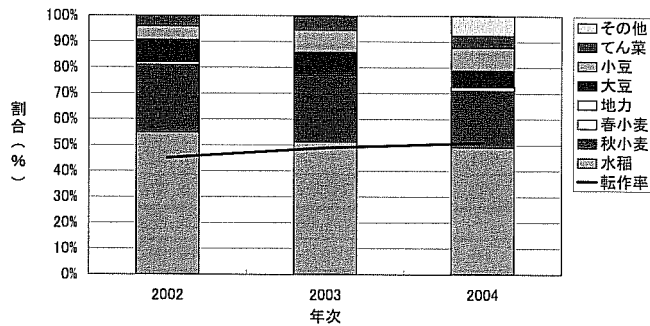


図3 フローア作物別作付面積の推移と転作率
資料：フローア聞き取り調査より作成。

表4 (有) フローアの農産物収入およびその他(奨励金, 受託作業)収入の推移 単位: a, 円, %

項目	2003年度				2002年度			
	作付面積	収入金額	比率	10a 当たり収入	作付面積	収入金額	比率	10a 当たり収入
米	6,165	50,371,447	33.8	81,705	6,632	40,184,045	30.6	60,591
小麦	3,114	19,323,416	13.0	62,053	3,149	17,276,197	13.1	54,862
大豆	998	16,648,600	11.2	166,819	1,041	6,920,400	5.3	66,478
小豆	1,031	2,736,649	1.8	26,543	636	3,714,609	2.8	58,405
てん菜	641	6,756,827	4.5	105,410	479	4,515,856	3.4	94,276
その他	31	128,335	0.1	41,398				
小計	11,980	95,965,274	64.4	80,204	11,937	72,611,107	55.2	60,828
奨励金		35,591,500	23.9			40,203,193	30.6	
受託作業		15,608,240	10.5			17,714,026	13.5	
AMS		1,996,659	1.3			993,000	0.8	
小計		53,196,399	35.7			58,910,219	44.8	
合計		149,033,338				131,521,326		

資料：(有) フローア総会文書内収支決算書より。

注1：米には特別栽培米も含む。

注2：2001年度は受託作業のみの法人であったため、その実績は除いている。

注3：表中の AMS は、全町的な防除ヘリの組織で、そこへ出向している関係上、そこから受託収入を得ている。

コントラクター組合」(註11)の地区内の作業受託事業を引継ぐことから始まっている。

2001年度は作業受託のみを行う法人であったため、法人構成員の作業も法人が受託する形態になっている。そのため構成員分4,100万円に員外から受託1,300万円の合計5,400万円となっている。続く2002年度は現在の法人形態になったため作業受託は員外からとなっている。作業受託料金の合計は1,770万円となっている。作業内容は水稻、麦類、豆類の収穫や心土破碎、田畑輪換時の圃場の均平化作業でレーザーレベラーの出役、収穫物の出荷運搬などである。続く2003年度は作業受託料金の合計が1,610万円と160万円程度減少している。これは作業分担や作業委託をする員外利用者

が減少したためである。2004年度(予定)の作業受託件数でも減少する傾向を示しており、受託収入も下がることが予想されている。また、これらとは別に AMS という全町的な受託組織に従業員を出役させている(註12)。

2) 晩翠地区における地域農業の現状

作業受委託の構造を分析する場合、受託する側(法人など)を把握することは当然であるが、同時に作業の出し手、いわゆる委託者側の構造を把握することが必要である。ここでは、法人が経営を展開する晩翠地区(以下、地区または地区内と称す)の地域農業の現状みてみよう。

現在地区は、法人を含め23戸(うち1戸は造園

表5 (有) フローア作業受託状況 (2001～2003年度)

作業内容	2001年度		2002年度		2003年度	
	面積 (a)	受託料金 (円)	面積 (a)	受託料金 (円)	面積 (a)	受託料金 (円)
収穫作業	16,061	6,465,123	15,659	8,496,581	16,269	8,338,219
乾燥調製	—	654,176	—	1,507,812	—	1,444,893
レーザーレベラ	126時間	983,203	382時間	3,138,576	106.5時間	961,695
播種	—	—	1,087	239,682	568	125,243
出荷	—	86,513	—	67,892	—	—
鋤き込み	1,470	277,359	1,159	316,407	1,734	455,172
カルチ作業	1,085	87,255	4,050	596,295	3,849	608,454
心土破碎	16,831	1,833,445	9,490	930,880	—	484,360
その他	—	2,756,893	—	2,419,901	—	3,704,564
構成員分受託作業 (収穫)	11,364	41,069,795				
合計		54,213,762		17,714,026		16,122,600

資料：(有) フローア総会文書内収支決算書より。

業であり営農はしていない) で構成されている (表6)。経営主の平均年齢 (法人構成4戸もカウント) は53歳と比較的若い。23戸の現在の状況を見ると、兼業農家は4戸であり、その兼業先は主に農協の臨時職員 (ライスセンター操作員) や土木関係である。また高齢・小規模な経営のため、数年以内の離農が予測される農家が6戸、その内4戸が将来的に法人へ土地を放出する打診を出している。すでに2004年に離農した23番農家の土地を賃貸借で受けている。地区の経営面積は2004年現在で414haであり、その内法人が地区の約30%の面積、127ha所有している。また1戸あたりの平均経営面積 (2004年) は、法人を除くと13haとなっており、南幌町の平均経営面積15ha (2004年) より小さい規模である。

水田面積の推移から規模拡大の経緯を、1990年時点に地区内で営農していた32戸 (法人は除く) のその後15年間の動きからみていこう。法人化した農家は1991年以降、一貫して規模拡大を進めてきた。また、個人営農の農家群は1990年代前半と2004年に拡大を進めている。離農状況は2000年以降、経営面積が10ha未満で高齢農家を中心に進み、2004年には4戸離農している。その土地は大規模農家に引き受けられている。前掲表6にのように、1990年と2004年の経営面積の増減率を見ると、法人化した農家の増加率は著しく高い。同様に地域の担い手として位置づけられる農家でもその増加率は高くなっている。また、反対に10ha

に満たない農家群や離農農家群の減少率は高くなっている。このことから縮小傾向にある農家は、徐々に土地放出をし、それを大規模農家群が引き受ける形で農地流動が進められていることが、この地区の傾向である。

地域農業の担い手という観点でみると、比較的規模が大きく (30ha前後)、法人とともに地域の担い手 (土地の受け手) となる農家が4戸存在している。これらの農家では近年離農した農家より土地を賃貸借している。また、既に後継者が就農している農家は3戸 (法人内2戸を除く) のみである。この地区では同居している後継者候補は他出している。さらに、経営主が未婚の農家は6戸 (後継者の未婚1戸を除く) という状況である。このことから地区内における後継者不足と嫁不足が懸念されている。

3) 委託側農家の性格

つぎに作業受委託の一方の当事者である委託側の農家の性格を表7の作業別受託件数からみてみよう。法人が経営展開する晩翠地区の農家と地区外の農家に分け、2001年度から2003年度まで3年度分の動きを捉えている。

まず受託先は、地区内からのものがほとんどであり、表には示していないが、経営規模の大小に偏らずほとんどの農家より受託している。このことは、水田経営確立助成における土地利用集積型の作業受託の絡みもあり、ほとんどの農家が参加

表6 晩翠地区における地域農業の現況 (2004年現在)

	農家番号	現在の状況					将来予測(5年以内)			経営状況					備考		
		経営年齢	後継者と無年齢	結婚状況(未婚)	兼業の有無	法人・離農の年	地域の担い手	離農が予測される農家	法人へ土地を出す可能性	1990年経営面積(a)	2004年経営面積(a)	経営面積の増減(90年⇒04年)	作付体系(過去5年以内)				
													内訳				
個人営農	33						○			-	12,789	-	1	A+B+てん菜			
	29	42					○			1,709	3,410	99.5	1	A+小豆			
	18	42	○18				○			2,091	3,196	52.8	1	A+大豆+ネギ+地力		地区内の旗農家の1つである先祖代々地区の有力者。	
	8	56	○30				○			1,933	2,904	50.2	1	A+B+そば+地力		消費者を巻き込んだ経営を展開(米や大根の直販、体験農園)。	
	7	43		×						1,574	2,139	35.9	1	A+小豆			
	10	40		×						907	1,915	111.1		A+地力			
	3	40					○			758	1,562	106.1	米麦+豆類	A+B+てん菜+地力		臨時OPとしてフローア作業受託従事。	
	13	60	○37	×	後継者					1,555	1,555	0.0	米麦+野菜	A+キャベツ+ネギ+地力			
	2	52								869	1,307	50.4	1	A+地力			
	1	56						○		1,284	1,284	0.0	3	Z, 秋小麦+花卉		1998年より全面転作	
	9	60		×				○	○	1,072	1,072	0.0	3	Z, 秋小麦+大豆		2001年から全面転作	
	20	43		×						958	1,058	10.4	1	A		たまに臨時OPとしてフローアの作業受託従事。	
	27									961	1,012	5.3	造園			転作開始以降より造園業に転換。	
	26	37				○				783	996	27.2	1	A+地力			
	19	42								986	986	0.0	1	A			
	24	37		×					○	○	816	816	0.0	2	水稻+小豆		農業は事実上、父が行っている。
	31	63				○			○	○	1,009	769	-23.8	1	A+大豆+地力		2003年から全面転作
	28	62							○	○	696	688	-1.1	2	水稻		
	14	56				○			○		613	600	-2.1	1	A+春小麦		
	12	40				○					907	592	-34.7	1	A+小豆+地力		
	30	42									496	496	0.0	1	A		
	16	53		×							345	345	0.0	2	水稻		
法人化	11	52				01年				1,208	4,507	273.1	1	A+B+てん菜			
	5	56	○	×	後継者	01年				1,282	3,458	169.7	1	A+小豆			
	22	49	○	×	後継者	01年				1,175	1,740	48.1	1	A+B			
4	42				01年	633				1,659	162.1	1	A+小豆				
25					04年	858				1,567	82.6	1	A+B				
21					03年	975				975	0.0	3	Z, 秋小麦+地力		1998年より全面転作		
23					04年	646				867	34.2	3	Z, 秋小麦+大豆+地力				
15					04年	863				863	0.0	1	A+大豆+地力				
17					04年	831				827	-0.5	1	A+春小麦				
6					00年	828				826	-0.2	1	A+小豆				
離農・土地持非農家	32					03年				816	18	-97.8	貸付			1996年より貸付	

資料：2004年南幌町農業生産法人調査、北海道立中央農業試験場資料より作成。

注1：1990年時点で晩翠地区で営農していた32戸の農家と2001年設立の1法人の2004年現在の状況である。

注2：農家番号の塗りつぶしは離農跡地の受け手を含め、地域に担い手とされる農家。

注3：兼業はJAの臨時職員(収穫期のセンター作業員)や土木関係である。

注4：法人化農家と離農農家の経営面積は、それぞれ法人化・離農した年のものである。

注5：作付体系の1は米麦主体, 2は米主体, 3は麦主体を表す。

注6：作付体系の内訳でAは水稻+秋小麦, Bは大豆+小豆, Zは全面転作を表す。

表7 3年間に於ける地区内外別作業別件数

			水稲	秋小 麦収 穫	春小 麦収 穫	小麦 運搬	大豆 収穫	小豆 収穫	大豆 播種	小豆 播種	大豆 出荷	小豆 出荷	地力	そば は種	そば 収穫	てん 菜移 植	トウ モロ コシ	CR 利用	CR 心土 破碎	レー ザー レベ ラ	日本 型 CT E	計
2001	地区内	法人	4	4	1	—	3	2	—	—	—	—	3	—	—	—	1	—	1	—	—	19
		個人	—	15	3	—	4	4	—	—	—	—	12	—	1	—	1	6	4	—	—	50
		離農	—	5	—	—	3	1	—	—	—	—	2	—	—	—	—	1	1	—	—	13
	小計		4	24	4	—	10	7	—	—	—	—	17	—	1	—	2	7	6	—	—	82
	地区外		—	1	—	—	5	2	—	—	—	—	—	—	2	—	—	3	2	—	—	15
	合計		4	25	4	—	15	9	—	—	—	—	17	—	3	—	2	10	8	—	—	97
2002	地区内	法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		個人	—	16	2	16	4	5	2	2	2	3	9	—	—	—	—	—	—	—	3	64
		離農	—	5	—	5	2	1	1	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	1	19
	小計		—	21	2	21	6	6	3	3	3	3	11	—	—	—	—	—	—	—	4	83
	地区外		—	2	2	—	1	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
	合計		—	23	4	21	7	15	3	3	3	3	11	—	—	—	—	—	—	—	4	97
2003	地区内	法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		個人	15	3	—	—	4	3	3	—	—	—	11	—	1	1	1	—	—	1	—	43
		離農	4	1	—	—	2	1	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	13
	小計		19	4	—	—	6	4	5	1	—	—	12	—	1	1	1	—	—	2	—	56
	地区外		3	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	14
	合計		22	5	—	—	7	4	5	1	—	—	12	—	1	1	1	—	—	11	—	70

資料：フローア総会文書より作成。

することで、多くなっている。

作業種類に注目すると、どの年も最も多いのは秋小麦の収穫作業である。これは、前述した以前地区にあったコントラクタ組合に委託していたことから、法人がその事業を引継いだため、作業種類の中で占める割合が高いのである。つぎに転作作物の中で小麦につぐ面積を占める大豆・小豆の収穫が続いている。また、地力鋤き込み作業の件数が多くなっている。基本的に作業の種類は、コンバインによる麦の収穫作業がほとんどである。水田経営確立助成の要件が満たすことが出来る作業が中心となっている。また、クローラトラクタによる心土破碎など大型機械による耕起などの春作業や、2003年度にはレーザーレベラによる出役が目立っている。特にレーザーレベラは地区内よりむしろ地区外からの要請が多く、どの地区も米麦主体の作付体系を有する地区が多い。その中でも田畑輪換を行い比較的規模の大きい農家からの受託がほとんどである。

フローアの作業受託構造をまとめるならば、以下のようなことがいえる。まず第1に地区が米麦

主体の作付構造を有し、法人が設立される前から存在していたコントラクタ組合事業の継続と、農協が主導する作業受託を中心とした地域農業担い手としての要請に応える形態となっている。第2に作業種類は経営規模を問わず、小麦の収穫作業を中心に経営確立助成を受けるための作業が中心に行われている。第3に委託側農家の性格は、収穫作業を委託することで経営の効率を図る大規模層（15ha以上層）、中規模層（10～15ha層）と、将来的な離農の際に土地の放出先を法人と考えている小規模層（10ha未満層）、そして地区外で田畑輪換を行っている農家群である。

4) 作業受託事業における課題と方向性

フローアにおける2003年度まで3カ年間の受託事業は、このような構造であり、農協が主導する地域農業の担い手としての役割を果たしているとかんがえられる。しかし、2004年度（資料提供上の都合、データはないが、聞き取りによると）から、作業受託件数が若干減少することが予想される受託構造に変化のする兆しをみせている。その理由

の1つとして、離農により土地を法人が借りたことで作業受託そのものが減少したこと。もう1つは、水田農業ビジョンの開始により、制度が変化したことで、従来の作業受託を控える動きを示している。しかしその一方で、レーザレベラなど出役は範囲が全町的になっている。

今後、作業委託者の離農に伴い、土地を出てくることが予想されるなかで、法人は、土地利用型の作付体系で作業受託を経営の軸をおいていくことになる。そのため2004年の受託状況を考えると、受託量は総量的に減少していくことが予測される。しかし、前述したレーザレベラなど特殊な機械を用いての作業受託は増加していきだろうと考えられる。

作業受託構造を地域農業の枠組みで考えると、いくつかの課題が出てきており、あらたな体制を構築していかなければならない時期に到達していると考えられる。その1つとして、離農に伴う土地の受け手としての機能を十分果たした場合、いづれ法人が経営を展開する上で事業遂行が飽和状態に陥る可能性が考えられる。このまま作業受託を事業として取組むのであれば、オペレータの確保問題が出てくる。このことに関しては、地区内の小規模若手農家をオペレータとして取り込んでいくことが可能かどうか模索されている。現在、これらオペレータ要員として対応できるであろう農家は、トラクタを装備し作業機械も充実している。また、経営面積が小さいため、オペレータとして出役が可能と考えられる。この場合、法人が事務的な窓口となり、農協や個別からの全町を範囲とした作業を受託し、各オペレータに作業配分を行う。これら農家は、法人と別の組織＝地区共同受託組織（任意組織）を設立し、法人より作業配分を請け負う形態にすることが望ましい。なぜならばあくまでも法人の作業受託事業の補完的な役割を果たすだけで、作業条件などを厳しくせず、緩やかな組織運営形態を取らなければ、これら農家が任意組織の一員なのか、法人の雇用者なのか区別がつかなくなるからである。さらにレーザレベラなど特殊作業機械の出役が要請されることが増加するであろうことを考えると、作業受託事業の面的範囲を地区内およびその隣接する地区のみを越え、全町的な範囲で行うためには必要な形態であ

ろう。このことは地区内の小規模農家の経営維持にも期待できるが、同時にシステムの運営問題、所得配分問題など課題を多く残している。

またもう1つとして、受託料金についてである。受託料金の考え方として、法人は以下のように考えている。作業受託事業は、法人経営の余力をもって行っているのではなく、1つの事業として行っている。そのため、現在設定されている料金をさらに安価に設定することは難しい。責任施工で受託作業を行うのであるから、現在の料金設定は特別に高いものではなく、むしろ料金の高設定を考えている。その背景として現在、作業機械の新規購入などが補助事業の助成金によって行われている。しかし、補助事業が廃止された場合には、新規購入はもちろんのこと、既に保有している機械の減価償却に見合う分だけの受託料金を設定しなければ1事業として成り立たないことが考えられている。また、委託側より要請される作業内容も圃場整備のためのレーザレベラの出役など、個別経営では簡単に装備できない機械を用いての作業である。そのためこのような種類の件数が増加する傾向にあっては、複数台の保有もしくは大型化なども検討される。よって事業遂行の観点から料金の改定等も視野に入れざるを得ない状況になるであろう。また、作業受託事業支援という名目で、機械の事業主体を農協や町などにすることで、その事業主体からリースするという形態であれば、現状を維持すること可能であると考えられている。

5. おわりに

個別経営を中心としてきた北海道の大規模水田経営は再編の動きを加速化させ、地域農業の再編の流れにあって、一つの形態として複数戸による法人経営が注目されている。とくに大規模経営が展開する南空知では、法人化を現状打開の方策として、農協や市町村が策定する地域農業振興計画（戦略）に合わせて設立されている。事例対象地の南幌町では農協が主導する形で、2001年から毎年設立されている。本論では、最初に設立された法人である（有）フローアを事例対象にして、法人化前と後での経営展開の整理と法人の事業の1つである作業受託の構造を地域農業の枠組みから分析、考察した。

フローアは、農協が地域農業戦略の一環で主導し、地域農業の担い手として作業受託を軸に設立した法人である。作業受託を通じ地区内における離農に対応し将来的には、土地の受け手機能を担わされている。作業受委託の構造は、①地区が米麦主体の作付構造を有し、法人が設立される前から存在していたコントラクタ組合の事業の継続と農協が主導する作業受託を中心とした地域農業担い手としての要請に応える形態となっている。②作業種類は経営規模を問わず、小麦の収穫作業を中心に経営確立助成を受けるための作業を中心に行われている。③委託側の性格は、経営規模別に収穫作業を委託することで経営の効率を図る大規模層（15ha以上層）と中規模層（10～15ha層）、将来的に離農の際に土地の放出先を法人と考えている小規模層（10ha未満層）に地区外の田畑輪換を行っている農家群である。

南幌町の数ある生産法人の中で、作業受託を基幹的事業として行っているのは、フローアだけである。その他法人はその受託面積や収入に占める割合はそれほど大きくはない。今後の作業受託を地域農業の枠組みで考えると、いくつかの課題として、例えば離農に伴う土地の受け手としての機能を十分果たした場合、いずれ法人が経営を展開する上で事業遂行が飽和状態に陥る可能性が考えられる。また受託料金の再設定問題などが出てきており、あらたな体制を構築していかなければならない時期に到達していると考えられる。南幌町農業の中で作業受託型法人は、地域農業からの要請に即して考えると、離農予定農家が土地を手放す前の経過措置として対応していく展開を示し、事業としては大きく進展はしないと考えられる。すなわち、フローアのようにレーザレベラなどの特殊機械を装備している場合は、それを用いた受託作業に限定されていく方向性を持ち、その受託範囲は地区外へと外延的に広がり、地区内では土地の受け手として機能が大きくなると考えられる。

一方で他のタイプの法人であるが、「野菜複合型」は、主にキャベツなど土地利用型の作付体系で展開する方向と労働集約的な作物の導入を図る方向の2つの方向性を持って進むと思われる。

北海道大規模稲作地帯における法人化の動きの中で、「作業受託型」と称される生産法人の意義

は、個別経営に限界を示し、離農を迫られる中小規模農家群に対して作業受委託という関係で、地域農業からの離脱に歯止めをかけることである。しかし、離農が加速される中であって作業受委託が一時的な経過措置に留まり、法人は土地の受け手機能としてののみ要請される恐れがある。そのため地域農業全体の枠組みとして、作業受委託構造を考えなければならない。そのような意味から作業受託型法人の位置付けは非常に大きいものといえよう。

- 1) ここ近年、南空知などでは法人化の動きが多数みられ、またその動向を捉え大規模水田地帯における法人経営の展開を分析している研究がみられる。例えば専業農家を中心に負債対策として設立された栗山町のT法人（2001年）やY法人（2002年）の事例（工藤〔1〕）、北村などでは従来の機械利用組合などを軸に利用農家による法人化の事例（菅原〔3〕）などが見られる。また長沼町においては町内に展開する営農集団の全町的組織化を目指し、法人化が模索されている（坂下〔2〕）。
- 2) 当時南幌町内には、農協が設置していた46の集落に農事組合があった。農家戸数の減少や集落機能の再編という観点から、地域再編計画（農協）に基き、26の営農振興組合の再編（1集団20戸、200haを基準）し、新たな集団作りを行った。
- 3) 前者に該当するのが「フローア」で水稻と土地利用型の転作物（小麦・大小豆・ビート）を基幹としながら大規模な作業受託を目指し、「reif（ライフ）」は機械装備の充実により受託作業の拡大を目指している。
- 4) 後者は、「はなみ」で水稻に土地利用型の転作物に野菜（キャベツ・ブロッコリー・長ネギ）を導入し自己完結型の複合経営を目指している。「job（ジョブ）」は水稻と小麦の他に24haほどのキャベツを作付け、臨時（パート）雇用を大量に抱えた複合経営を行っている。
- 5) 2004年に設立された4法人のうち、2法人は「野菜複合型」に区分される。1つは豊夢（夕張太中央、夕張太西、晩翠晩地区で展開し、キャベツ、ブロッコリーを導入）で、もう1つはハル（晩翠大栄、晩翠福和、晩翠晩地区で展開し、長ネギを高収益作物として拡大している）があげられる。
- 6) 2004年に設立された4法人のうち、残りの2法人は、「NOAH」（栄進地区：旧中樹林地区で展開し、水稻＋小麦を基本としながらも高収益な野菜を導入）、

「なんぼろ風蔵」(夕張太中央, 夕張太西地区で展開し, 水稲, 米の直販事業, 直売所) があげられる。この2法人は「受託型」, 「野菜複合型」のどちらのタイプとはいえず, 強いて分けるとすれば設立の経緯が負債対策に軸が置かれることから, 「負債対策型」であるといえるかもしれないが, これらの区分にはまだ検討の余地がある。

- 7) 法人は, 農産物価格の下落・担保力の低下・農業従事者の高齢化・担い手不足など, 農業の諸問題の対応するため, 新しい経営感覚を導入するため設立された。特徴としては, 作業効率化による構成員の所得アップと地域の担い手として法人を機能させることがあげられる。なお, 2001年度は受託作業のみの法人経営として個人営農を継続したが, 2002年度より法人経営に移行し事業を展開している。
- 8) 法人設立までの流れを詳しく見ると以下の通りである。リーダーとなる代表者の選定は, 設立準備の中で最も重要とされている。特に経営主が外圧とりわけ周辺農家, 農協など関係機関の干渉に耐えられ, そして構成員とコミュニケーションを取ることができ, 十分な経営能力がある人物を選ぶことである。構成員の選定も, リーダーを支え, 良き助言者となるような, そしてあくまでも無条件に指示を聞くことができる人物が望ましいとされている。これは, 本来各農家が一経営体として営農をしていたが, 法人化で経営が1つになり, その経営判断に際しては, 合議制を敷いても最終判断は代表である社長が下さなければならない。その時に強いリーダーシップを発揮し, 同時に社員たちはそれに従順に従わなければならない。その統一の取れた営農が不可能になることから, そのトップダウンが円滑に行うことが出来るシステムを作らなければならない。法人化に参加するのにふさわしい該当する人との接触を通じて, 「法人化」という現実を認識させる。つぎに初めて集落内において勉強会が行われる。既に前段階で該当する人が選定されているため, 自ずと勉強会への参加は限られた者でなされる。勉強会参加後は, 具体的な現状把握をするため農協による経営シュミレーションに基づき, 法人参加予定者とそれ以外の者とに分けられる。該当者には本格的に家計を含めた経営全てを話し合う個人面談が行われる。同時に, 入り組んでいる農地の権利関係などを整理する。それらを行ったうえで農業会議などの説明や様々な一連の手続きがとられる。そして, 重要な項目の一つである役員報酬や給与などが決定される。基本的には構成員の過去3年分の実績を鑑み決定している。各構成員が抱える借金が減少していく一方で, 徐々に所得が上がるように工夫される。今後は所得, 小作料, 機械などの

リース料の見直しが行われ, 役職に見合った報酬を得るようにしていく。

- 9) 農業生産法人の構成員は個人経営者の集まりであり, 大規模面積所有者ほど所得が高い傾向にあり, 勝つ, 生活レベルを向上するために経営努力を行い, その所得で家計費・共済掛金・負債償還を賄っている。そのため, 15項目にも及ぶ査定を行い算出されている(フローア「役員報酬及び給与等の設定に関する留意事項」より)。
- 10) 受託作業担当の5人の内訳は, a-3農家, a-4農家, a-1およびa-4農家の息子と3番農家(地区内の若手)である。これに20番農家が繁忙期に出役する場合がある。
- 11) 晩翠コントラクタ組合は, 2001年4月に解散しており, その当時の組合員=受託者8戸, 委託者25戸, リール式汎用コンバイン1台で構成されていた。2001年5月の法人設立に際し, 法人へ事業の引継ぎを行っている。
- 12) 法人は, 直接受託する他にAMS(アムス)という全町を対象とした防除ヘリの受託組織へヘリオペレータを外向させている。AMSは町内における後継者の育成・研修とその事業からの料金支払いで収入を確保することを目的とした任意組織である。現在, ヘリ2台を所有しており, 構成員は15人ほどである。法人からは従業員2名(a-1, a-4農家の息子)が出役している。そこから得る受託収入は法人の収入となっている。

参考文献

- [1] 工藤康彦「地域農業再編と農業生産法人の機能」, 第51回日本村落研究学会個別報告レジュメ, 2003年。
- [2] 坂下明彦「大規模水田地帯の地域農業再編」田代洋一編『日本農業の主体形成』, 筑波書房, 2004年。
- [3] 菅原優「大規模水田地帯における機械利用組合の法人化の意義」, 第107回北海道農業経済学会個別報告レジュメ, 2004年。
- [4] 臼井晋『大規模稲作地帯の農業再編』, 北大図書刊行会, 1994年。